

## 八戸市公民館条例施行規則の一部改正について

### 1 改正内容

利用者からの要望に応じ、次表のとおり改正を行うことにより、利便性の向上を図るためのもの。

	現行	改正後
使用許可申請受付開始時期	10 箇月前	12 箇月前
楽屋の使用許可申請期限	14 日前まで	使用当日まで
楽屋使用料の納付期限	使用許可書交付時	使用終了後

### 2 施行期日 平成 29 年 4 月 1 日